平成２９年（フ）第５３０４号
大阪府豊中市中桜塚５丁目20番７―301号
債務者　森　日登美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９４号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目３番13号　松田町文化　204
債務者　治面地好己
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８８号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目３番８号　パラツィーナ小阪　1101号、前住所大阪府東大阪市上小阪２丁目７番28号
債務者　菊地　敬仁
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６３号
大阪市住吉区清水丘１丁目10番６号　住吉建物三号館　203号
債務者　福家　　香
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６３３号
大阪府東大阪市小阪２丁目５番24号　小阪ＣＴハウス　203号
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７７号
大阪府枚方市村野東町11番20―102号
債務者　服部　桂子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７号
大阪府茨木市平田２丁目35番13号　カーサフローラ玉木　105号
債務者　小畑　　優
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９号
大阪府枚方市招堤平野町２番45号
債務者　竹本　朱美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６７号
宮城県岩沼市土ケ崎１丁目１番15号　持舘方、住民票上の住所仙台市太白区西中田７丁目14番８号　パーシモン弐番館205
債務者　金子　　葵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
茨城県日立市金沢町２丁目31番17―201号、前住所茨城県日立市塙山町２丁目15番９号
債務者　佐藤　隆二
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１３９号
茨城県日立市川尻町５丁目35番21―102号
債務者　小林　幸枝
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２００号
茨城県稲敷市古渡93番地１
債務者　齊藤　哲史
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
茨城県古河市鴻巣２番地２　岩崎ビル302号
債務者　坂田　義則
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２３２号
長野県須坂市墨坂南１丁目８番32号　千曲アパート103号
債務者　井上　　浩
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
長野県松本市大字里山辺1355番地
債務者　村山　直哉
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２８号
長野県松本市大字里山辺1355番地
債務者　村山めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３５号
静岡市清水区北脇新田149番地の２
債務者　阿部　　渉
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
静岡地方裁判所富士支部